漏水箇所による費用負担について

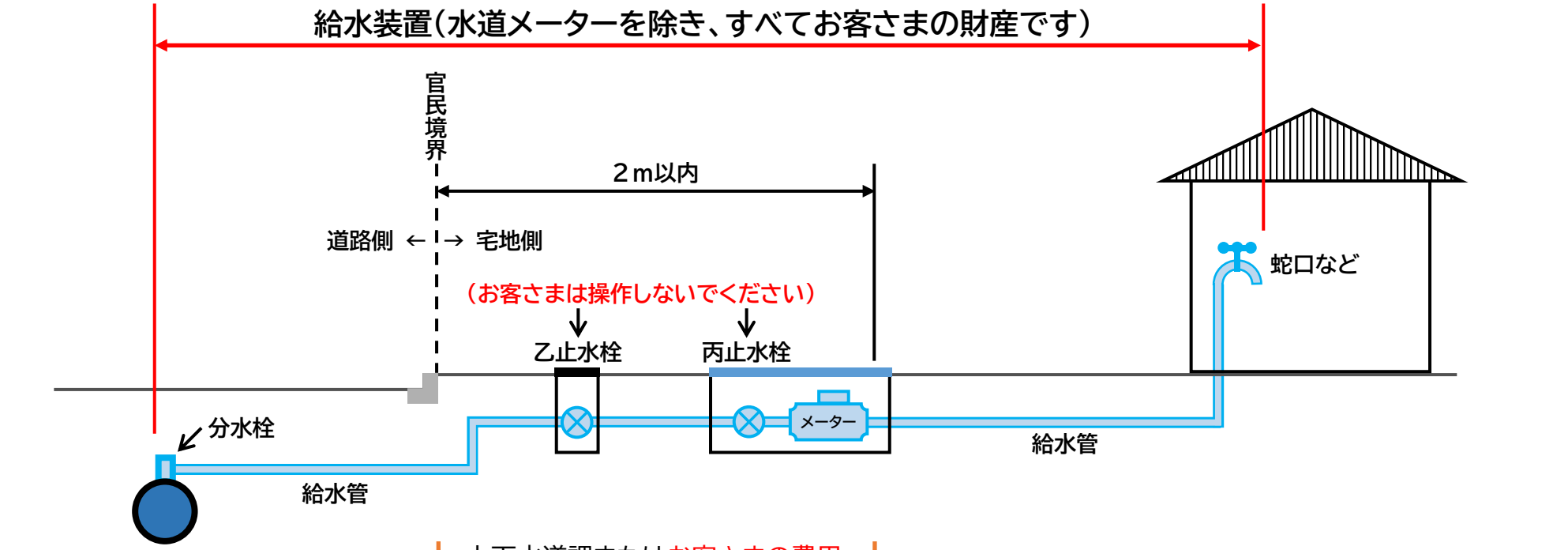

上下水道課で修繕します

上下水道課またはお客さまの費用負担で修繕します
（いずれの場合も舗装・構造物等の復旧費用は、お客さま負担になります）

お客さまの費用負担で修繕していただきます

道路上での漏水

上下水道課水道係にご連絡ください。

宅地内での漏水（境界～メーター）

上下水道課給排水係にご連絡ください。

宅地内での漏水（メーター～蛇口）

この範囲の漏水は、お客さまから直接、指定給水装置工事事業者に修繕工事を依頼してください。
「南陽市指定給水装置工事事業者一覧」をご活用ください。

※上下水道課では修繕は行っておりません。